

伊達市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する施設に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された当該施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図ることを目的に実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 命名権 市の施設について、その全部又は一部に愛称を命名する権利
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体
- (3) ネーミングライツ事業 市と民間事業者等が命名権の付与に関する契約を締結する事業
- (4) ネーミングライツ・パートナー 市とネーミングライツ事業に関する契約を締結した民間事業者等
- (5) ネーミングライツ料 ネーミングライツ・パートナーが市に納める対価
- (6) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 市は、市の条例等に定める施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に定める施設の名称を使用できるものとする。
- 4 ネーミングライツ料については、当該施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

(事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 施設特定型 市が施設を選定し、条件を付した上で、公募を行い、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う方式
- (2) 提案募集型 ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する民間事業者等からの提

案により施設を選定する方式

(応募資格の制限)

第5条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する民間事業者等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を行うもの及び当該事業に類する事業を行うもの
- (4) 投機心若しくは射幸心をあおる、又はそのおそれがある事業を行うもの
- (5) 投資業又は商品先物取引業を行うもの
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）による清算の申立てをしているもの
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの
- (9) 伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成20年伊達市告示第14号）に規定する競争入札参加資格制限措置を受けているもの
- (10) 法令等に違反しているもの
- (11) 公租公課を滞納しているもの
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体
- (13) 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する事業を行うもの（現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (14) その他市長が適当でないと認めるもの

(愛称の表記範囲)

第6条 ネーミングライツ事業によりネーミングライツ・パートナーが表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、伊達市企業広告掲載規則（平成20年伊達市規則第15号）における企業広告掲載の基準に合致するものとする。

2 市長は、愛称の表記に関して特に必要があると認めるときは、愛称に「伊達」、「伊達市」を

含める等の条件を付すことができる。

(契約期間)

第7条 ネーミングライツ事業の契約期間は、3年以上とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定管理期間を考慮し、市長は適切な期間を別に設定することができる。

(対象施設等)

第8条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、体育施設、文化施設、公園その他の施設の全部又は一部（以下「選定施設」という。）とする。ただし、市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は、対象外とする。

2 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(公募)

第9条 市長は、選定施設ごとに募集要項を作成し、市ホームページへの掲載等により、ネーミングライツ・パートナーを公募するものとする。ただし、市長が特に公募を行う必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の募集要項には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 対象施設の名称、所在地及び概要
- (2) 希望契約価格
- (3) 希望契約期間
- (4) 募集方法及び募集期間
- (5) 選定の方法
- (6) その他市長が必要と認める事項

(事前相談)

第10条 提案募集型に応募しようとする民間事業者等（以下「事前相談者」という。）は、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書（様式第1号）を市長に提出し、愛称を提案する施設への愛称の導入の可否等について、あらかじめ確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により愛称の導入の可否等について決定したときは、提案募集型ネーミングライツ事業事前相談に対する回答書（様式第2号）により事前相談者に通知するものとする。

(応募)

第11条 ネーミングライツ事業に応募しようとする民間事業者等（以下「応募者」という。）は、

ネーミングライツ事業申込書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 応募者の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書
- (4) 印鑑証明書
- (5) 最新年度の事業計画書
- (6) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (7) 直近の市税等の納税証明書
- (8) ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書（様式第4号）（以下「誓約書」という。）
- (9) その他市長が必要と認めるもの
（ネーミングライツ・パートナー選定委員会）

第12条 市長は、応募者に係る審査を行う機関として、伊達市ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、副市長、総務部長、未来政策部長、財務部長及び当該施設を所管する部等の長をもって充てる。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長をもって充て、副委員長は財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
（会議）

第13条 委員会の会議は、ネーミングライツ事業への応募があったとき、又は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、招集した委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、ネーミングライツ料、愛称案、応募者の経営状況、社会貢献度等（以下「適格性等」という。）を総合的に評価することにより、ネーミングライツ・パートナーの適否及び優先交渉順位を決定し、その結果を市長に報告するものとする。この場合において、応募者が1者であっても、委員会は、当該応募者の適格性等を審査するものとする。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見等を聴取し、

又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、適否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員全員の回議を持って委員会の開催に代えることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 委員会の庶務は、財務部公有財産管理課において処理する。

(決定)

第14条 市長は、前条第3項の規定による審査結果に基づき、応募に対する採用の可否及び優先交渉権者を決定するものとする。この場合において、市長は、優先交渉権者に対し、ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書（様式第5号）により通知し、当該優先交渉権者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

- 2 市長は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第6号）により審査結果を通知するものとする。

(次点順位者との協議)

第15条 市長は、前条第1項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者を優先交渉権者として、協議を行うことができるものとする。

(契約の締結)

第16条 市長は、第14条第1項又は前条の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉権者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第17条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ料を金銭で納める場合は、伊達市財務規則（平成18年伊達市規則第39号）に定める納入通知書により、年度ごとに一括でネーミングライツ料を納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の返還)

第18条 既に納入したネーミングライツ料は、返還しない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定によりネーミングライツ料を返還するときは、納入されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(契約の解除)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業の契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) 虚偽の申込み又は不正の手段により応募したことが判明したとき。
- (3) ネーミングライツ・パートナーが法令等に違反したとき。
- (4) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(費用負担区分)

第20条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、市は、市ホームページ、印刷物等の作成に要する費用を負担するものとし、ネーミングライツ・パートナーは、看板及び標識等（以下「看板等」という。）の設置並びに変更に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市及びネーミングライツ・パートナーは、協議により、同項に規定する費用の負担区分を変更することができるものとする。

3 応募及び契約締結に係る諸費用、契約期間の満了又は契約の解除に伴う看板等の原状回復に要する費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(指定管理者との協議)

第21条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、市、指定管理者及びネーミングライツ・パートナーとの間で、必要な事項について、協議するものとする。

(福島県屋外広告物条例の遵守)

第22条 市及びネーミングライツ・パートナーは、施設への愛称の表記については、福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号）の規定を遵守しなければならない。

(契約期間更新の申込み等)

第23条 ネーミングライツ・パートナーは、契約期間の更新を希望するときは、ネーミングライツ事業更新申込書（様式第8号）に誓約書その他市長が必要と認める書類を添付して、当該契約期間満了6月前までに市長に申し込まなければならない。以後の更新についても同様とする。

2 第5条から第8条まで、第11条及び第13条から前条までの規定は、前項の規定による契約期間

の更新について準用する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)

年 月 日

伊達市長

申込者 所在地
名称
代表者氏名

提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書

次のとおり提案募集型ネーミングライツ事業への応募を検討するため、事前相談を申し込みます。

応募施設名	
金額	年額 円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
愛称を使用する期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)
施設の選定理由、 応募の趣旨等	
担当者 連絡先	所属・氏名
	電話番号
	F A X 番号
	メールアドレス

（申込者）

伊達市長

提案募集型ネーミングライツ事業事前相談に対する回答書

年 月 日付けで提出のありました提案募集型ネーミングライツ事業事前相談書
に対して、次のとおり回答します。

区 分	<input type="checkbox"/> 本申込みをしてください。 <input type="checkbox"/> 以下の条件により本申込みをしてください。 （条件）
	<input type="checkbox"/> 不採用とします。 （理由） <input type="checkbox"/> 施設特定型として改めて公募するため（公募時期 年 月頃） <input type="checkbox"/> 下記の理由により対象施設へのネーミングライツ事業の導入はできない ため （理由）
対 象 施 設 名	
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）
備 考	

伊達市長

申込者 所在地
 名称
 代表者氏名

ネーミングライツ事業申込書

伊達市ネーミングライツ事業について、次のとおり関係書類を添えて申し込めます。

応募施設名	
フリガナ	
愛称案	
愛称の理由	
金額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（年間）
応募の動機	
地域貢献等の実績	
施設の魅力向上に関する提案	
その他希望事項	
担当者 連絡先	所属・氏名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス

伊達市長

申込者 所在地
名称
代表者氏名

ネーミングライツ事業（新規・更新）申込みに係る誓約書

ネーミングライツ事業の（新規・更新）申込みに当たり、伊達市ネーミングライツ事業実施要綱第5条各号のいずれにも該当していないことを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、伊達市が行う一切の措置について、異議の申立ては行いません。

対象施設名	
フリガナ	
愛称案	

（申込者）

伊達市長

ネーミングライツ事業優先交渉権者決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 施 設 名	
愛 称	
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

（申込者）

伊達市長

ネーミングライツ事業審査結果通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 施 設 名	
提 案 愛 称	
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）
決 定 事 項	
理 由	

（ネーミングライツ・パートナー）

伊達市長

ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をしたネーミングライツ事業については、次の理由により採用を取り消しましたので、伊達市ネーミングライツ事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

なお、既に納入されたネーミングライツ料については、伊達市ネーミングライツ事業実施要綱第18条第1項の規定により返還しません。

また、当該採用取消による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、伊達市ネーミングライツ事業実施要綱第20条第3項の規定により、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

施設名	
取消年月日	年 月 日
取消理由	

伊達市長

申込者 所在地
 名称
 代表者氏名

ネーミングライツ事業更新申込書

伊達市ネーミングライツ事業の更新について、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

更新希望施設名	
金 額	年額 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
愛称を使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）
施設の魅力向上に関する提案	
その他希望事項	

【事務担当者及び連絡先】

所 属 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス	